

監査公告第 14 号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 2 年 12 月 8 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

総務部定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・旅費支給事務の取り扱いについて、次のとおり意見を付す。

旅費支給の運用細部については、社会情勢を踏まえた適宜適切な取り扱いが必用である。しかるに、庁内通知文に廃止済み規程の引用が記載されたままとなっており、内容の点検がなされていない箇所がある。規定事項に不足が無いが常に点検し、全庁的に円滑な取り扱いがなされるよう対応されたい。特に近年の高速道路 ETC 利用や宿泊費の等級の適用方法など、一部に課題が残っている。十分に精査し対応されることを期待する。

対 応

令和 3 年度当初予算編成に係る庁内通知文の作成にあたり、記載内容の点検を行った。この点検により、廃止済み規程の引用を削除するとともに、有料道路の ETC 利用に係る記載を追加する等の見直しを行い、説明会での説明対応を行った。加賀市職員等旅費条例に規定されている宿泊費の等級の適用方法については、引き続き、国や他自治体の取り扱いを参考に検討していく。